杵築市訪果害虫防除薬剤購入費助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、柑橘に散布する訪果害虫防除薬剤の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、杵築市補助金等交付規則（平成１７年杵築市規則第３７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）杵築市内で防除対象品種（温州みかん、小みかん、キンカン、はるみ、

ポンカン又は果研４号）の栽培管理を行う者

1. 市税等を滞納していない者

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、防除薬剤（モスピランSL液剤に限る。）の購入費の１０分の３以内（１,０００円未満切り捨て）とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付申請をしようとする者は、規則第５条に定めるもののほか、防除薬剤の購入費に係る見積書の写しを提出しなければならない。

　（補助金の実績報告）

第５条　補助金の交付の指令を受けた者は、規則第１１条に定めるもののほか、防除薬剤の購入費に係る領収書の写しを提出しなければならない。

　（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公示の日から施行する。